

吉野川市と三井住友海上火災保険株式会社とのSDGs推進と地方創生に関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の連携を強化し、SDGs達成、地方創生に向けた取り組みに関して、緊密な情報交換等を行うことにより、地域の活性化及び住民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を連携して取り組むものとする。

- (1) SDGs推進に関すること。
  - (2) 防災・減災及びリスクマネジメントに関すること。
  - (3) 地域産業の振興・支援に関すること。
  - (4) 子育て支援に関すること。
  - (5) 観光振興に関すること。
  - (6) 環境保全に関すること。
  - (7) 健康増進及び高齢者・障がい者支援に関すること。
  - (8) 地域の安全・安心に関すること。
  - (9) 地域内の自治体及び民間企業の福利厚生に関すること。
  - (10) その他、地域の活性化及び住民サービスの向上に関すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施・促進するため、定期的に協議を行い、具体的な取組内容、実施方法及び費用負担その他の条件については別途取り決めるものとする。
- 3 乙は、第1項各号に掲げる取組の一部を、甲と協議のうえ、乙の関係会社を実施させることができる。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した情報について、第1条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 相手方から受領したときに既に公知となっていたもの、又は相手方から受領後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
  - (2) 相手方から受領したときに既に保有していたもの、又は相手方から受領後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
  - (3) 法令により開示をもとめられたもの
- 2 甲及び乙は、本協定が第5条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（反社会的勢力の排除）

第4条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、又は報道等により該当する蓋然性が高いと一般的に認められる場合には、相手方は何らの催告を要せず本協定を解除することができる。なお、甲及び乙が本条の規定により本協定を解除した場合、解除された相手方に損害が生じて解除した当事者は賠償責任を負わない。

- (1) 甲、乙又は甲、乙の役員若しくは実質的に経営に関与する者又は従業員等（以下「役職員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である、又は反社会的勢力であった場合
- (2) 甲、乙又は役職員等が反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、資金若しくは役務提供等をしている場合又は反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、甲、乙又は役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係をもっている場合
- (4) 甲、乙又は役職員等が、自ら又は第三者を利用して、相手方に対して暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに、甲及び乙のいずれかから本協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができる。

（協議）

第6条 本協定に定めない事項及び本協定の解釈又は履行につき疑義を生じた場合は、甲及び乙にて誠意をもって協議のうえ、円満に解決を図るものとする。

本協定の証として本書2通を作成し、甲乙両者記名のうえ、各自その1通を保有する。

2022年10月21日

甲 吉野川市

吉野川市長

原井 敬

乙 徳島県徳島市中洲町2丁目6 5F  
三井住友海上火災保険株式会社

四国東支店長

中村 哲也